

災害用物資・機材等の備蓄の在り方検討会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、災害用物資・機材等の備蓄の在り方検討会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、備蓄目標の考え方や県と市町村の役割分担、保管場所や保管方法、輸送手段など、災害用物資・機材等の備蓄の在り方について検討することを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、防災や備蓄に関する有識者等をもって組織する。

- 2 会議に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は意見聴取を実施することができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、鹿児島県危機管理防災局危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月21日から施行する。